

令和 8 年 7 月 17 日

医療提供施設（病院・薬局）
薬剤部門責任者 殿

一般社団法人 薬学教育協議会
病院・薬局実務実習近畿地区調整機構
委員長 角山 香織
(公印省略)

新たな防災気象情報の運用開始に伴う「公休（出席扱い）の取扱い」の変更について

謹啓

猛暑の候、貴施設におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素より薬学生の実務実習に対し、多大なご指導とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび、防災気象情報の新たな運用が開始されたことを受け、病院・薬局実務実習における「公休（出席扱い）の取扱い」のうち、警報等が発表された場合の取扱いを下記のとおり変更することといたしました。実習中の学生の安全確保を最優先とする趣旨をご理解いただき、今後は本取扱いに基づきご対応くださいますようお願い申し上げます。

なお、変更後の「公休（出席扱い）の取扱い」は、本通知を受領された時点から適用することといたします。本通知受領後に発表された警報等については、変更後の取扱いに基づきご対応くださいますようお願いいたします。

謹白

記

1. 変更後の取扱い

3. 学生の居住地、実習実施施設又は通学経路を含む地域において、次の 1) 又は 2) のいずれかに該当する場合は、学生の安全確保を最優先とし、以下のとおり取り扱う。

1) 次の警報等が発表された場合

- ・ 特別警報（暴風、波浪、大雪、暴風雪）
- ・ レベル 5 の特別警報（大雨、土砂災害、河川氾濫又は高潮）
- ・ 噴火警報（居住地域）
- ・ 大津波警報
- ・ 緊急地震速報（震度 6 弱以上又は長周期地震動階級 4）
- ・ レベル 4 の危険警報（大雨、土砂災害、河川氾濫又は高潮）
- ・ 暴風警報

2) 津波警報等が発表され、実習施設への移動又は帰宅に危険があると認められる場合

- ① 警報等が午前 7 時までに解除された場合、通常どおり実習を行う。
- ② 警報等が午前 10 時までに解除された場合、午前のみ公休とし、午後から実習を行う。

- ③ 警報等が午前 10 時を過ぎても解除されない場合、終日公休とする。
- ④ 上記 ①から③までにかかわらず、災害の状況、交通機関の運行状況その他学生の安全確保上支障があると認められる場合は、各大学が実習施設と協議の上、実習の実施又は中止その他必要な措置を決定する。

2. 適用時期

変更後の取扱いは、本通知を受領された時点から適用してください。

3. 関係者への周知のお願い

本取扱いについて、施設内の実務実習指導薬剤師その他の関係者にもご周知くださいますようお願いいたします。

以上

添付資料

公休（出席扱い）の取扱い（2026 年度）

（2026 年 7 月 17 日改訂）

下記に該当する場合は公休とする。

1. 慶弔休暇

- 1) 学生の父母、子または配偶者が死亡した時 5 日
- 2) 学生の祖父母、兄弟姉妹または配偶者の父母が死亡した時 3 日

2. 交通ストまたは災害等により交通機関が使用できなくなった場合（徒歩で実習先に向かう場合を除く）

- ① 午前 7 時までに解除された場合、通常どおり実習を行う。
- ② 午前 10 時までに解除された場合、午前のみ公休とし、午後から実習を行う。
- ③ 午前 10 時を過ぎても解除されない場合、終日公休とする。
- ④ 上記 ①から③までについては実習施設と予め協議した上決定する。

3. 学生の居住地、実習実施施設又は通学経路を含む地域において、次の 1) あるいは 2) のいずれかに該当する場合は、学生の安全確保を最優先とし、以下のとおり取り扱う。

1) 次の警報等が発表された場合

- ・特別警報（暴風、波浪、大雪、暴風雪）
- ・レベル 5 の特別警報（大雨、土砂災害、河川氾濫又は高潮）
- ・噴火警報（居住地域）
- ・大津波警報
- ・緊急地震速報（震度 6 弱以上又は長周期地震動階級 4）
- ・レベル 4 の危険警報（大雨、土砂災害、河川氾濫又は高潮）
- ・暴風警報

2) 津波警報等が発表され、実習施設への移動又は帰宅に危険があると認められる場合

- ① 警報等が午前 7 時までに解除された場合、通常どおり実習を行う。
- ② 警報等が午前 10 時までに解除された場合、午前のみ公休とし、午後から実習を行う。
- ③ 警報等が午前 10 時を過ぎても解除されない場合、終日公休とする。
- ④ 上記 ①から③までにかかわらず、災害の状況、交通機関の運行状況その他学生の安全確保上支障があると認められる場合は、各大学が実習施設と協議の上、実習の実施又は中止その他必要な措置を決定する。

4. 裁判員制度により裁判員の指名を受けた場合に出頭等の手続きが必要になった場合、公休とする。ただし、終日休む必要がない場合は、午前中公休あるいは午後公休とする。

5. 学校保健安全法施行規則第 18 条に定めた下記の「学校において予防すべき感染症」に罹患した場合、同施行規則第 19 条に定めた出席停止期間を公休とする。

- ・第一種 エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎（ポリオ）、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS）、及び特定鳥インフルエンザ、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第七項 から第九項までに規定する新型インフルエンザ等感染症、指定感染症（中東呼吸器症候群（MERS）、新型コロナウイルス感染症等）及び新感染症

- ・第二種 インフルエンザ、百日咳、麻しん、流行性耳下腺炎、風しん、水痘、咽頭結膜熱、結核及び髄膜炎菌性髄膜炎
- ・第三種 コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎
- ・その他の感染症（第三類として扱う場合もある） 感染性胃腸炎、サルモレラ感染症、カンピロバクター感染症、マイコプラズマ感染症等

* 上記、公休に該当する事項で欠席した場合、欠席日数が長期間にわたるときは、補講を受けなければならない。この場合の補講については、学生、大学、関係機関等と協議して決める。

公休の場合の連絡

1. 上記1. 5. の場合

学生は可及的速やかに大学の指導担当教員および指導薬剤師に電話連絡する。

2. 上記2. 3. 4. の場合

学生は可及的速やかに大学の指導担当教員および指導薬剤師に電話またはメール連絡する。

3. 上記5の場合

学生は、原則、後日医師の診断書を大学に提出すること。公休に伴う実習の短期間の遅れの取扱いについては、下記の例を参考に当該学生の所属する大学の指導担当教員と病院／薬局の実務実習指導薬剤師の間で協議し決定する。

1. 実習を受けている学生が当該学生 1 名であった場合

- 1) 公休により実習期間が短縮されるが、大学の指導担当教員と実務実習指導薬剤師の間で協議し、全ての SBOs を期間内に実施できるよう LS を組み替える。
- 2) LS を組み替えても全ての SBOs を期間内に実施できない場合は、SBOs は未実施のままとし、当該大学の指導担当教員が取扱いを検討する。

2. 受講学生が複数で、すべて当該学生であった場合

- 1) 当該学生が1大学に所属の場合：公休により実習期間が短縮されるが、大学の指導担当教員と実務実習指導薬剤師の間で協議し、全ての SBOs が実施できるよう LS を組み替える。
- 2) 当該学生が複数の大学に所属している場合：公休により実習期間が短縮されるが、実務実習指導薬剤師が全ての SBOs を実施できるよう LS を組み替え、当該大学の指導担当教員に通知する。
- 3) LS を組み替えても全ての SBOs を期間内に実施できない場合は、SBOs は未実施のままとし、当該大学の指導担当教員が取扱いを検討する。

3. 複数の学生が実習を受けており、当該学生が一部であった場合

- 1) 公休のため実施できなかった SBOs は未実施のままとし、当該大学の指導担当教員が取扱いを検討する。